

地 守口市公開型GIS 図情報もりぐち運用開始

問都市計画課

TEL06-6992-1685

「地図情報もりぐち」とは、GISクラウドサービスを利用し、本市が保有する都市計画、道路などをはじめとする都市整備に係る各種地図情報などをインターネット上に公開するサービスです。

詳細は市ホームページをご覧ください。

注 各種地図情報の内容などについては、公開型GISポータルサイトに掲載している各担当課へお問い合わせください。



申請受付は終了しています プレミアム付商品券終了間近

問地域振興課

TEL06-6992-1490

消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためのプレミアム付商品券事業を、2月29日(土)で終了します。

商品券の使用期間も2月29日(土)までですので、注意してください。

販売店舗は守口・門真市内の郵便局、利用可能店舗は販売店舗の郵便局や市ホームページで確認することができます。▽販売などについて

問守口門真商工会議所もりかどプレミアム付商品券事務局

TEL06-6991-8189

災害時における不安解消を図るため 大阪司法書士会と協定を締結

問危機管理室

TEL06-6992-1497

令和元年12月6日、大阪司法書士会との間で、「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を締結しました。この協定により、災害時などにおいて被災者相談業務の必要が生じたときは、市が大阪司法書士会に協力を要請し、同会が広く市民生活の復旧・復興に資する法制度などの情報の提供および司法書士が取り扱うことができる業務に関する相談を無料で行います。

これにより、災害時における市民の不安解消を図るとともに、生活の早期復興を目指します。

今後も引き続き、大規模災害が発生した場合に備え、関係機関との連携を強化し、さらなる災害に強いまちづくりを推進します。



ごみの持ち込み(予約制)

クリーンセンターにごみを持ち込む場合

(1) 料金体系を簡素化

- ①燃やすごみの持ち込み
90円/10kg(現金での支払い)
- ②粗大ごみの持ち込み
300円/10kg
または300円/点~1,800円/点

(2) 粗大ごみの持ち込みが 処理券方式に

粗大ごみを持ち込む際は、事前に「守口市粗大ごみ処理券」を購入し貼付してください。

(3) 持ち込み場所を変更

第4号炉の廃止に伴い、現在の持ち込み場所を閉鎖します。隣接のストックヤードでごみの持ち込みを受け付けします。

よくある質問

Q1

燃やすごみは有料になるのか。

A1

燃やすごみは4月以降も引き続き無料で収集しますので、週2回の定期収集を利用してください。
また、燃やすごみの持ち込み量は年間で約22トン、割合にしてごみ排出量全体の0.07%程度です。粗大ごみと合わせて持ち込むケースが多いため、これらも定期収集に出してください。

Q2

処理券方式にした理由は。

A2

現在のごみの持ち込みは、①ごみを乗せた状態で計量、②ごみの荷下ろし、③ごみを下ろした状態で計量、④手数料の支払いという手順で行っています。
4月以降は、事前に「守口市粗大ごみ処理券」を購入し貼付していただくことで、計量のために場内を周回する時間や現金を納付する手間を省くことができます。

Q3

処理券を買い忘れたらどうするのか。

A3

クリーンセンターでも購入できますが、場内が混雑する恐れがあります。あらかじめ購入してください。

Q4

燃やすごみは2回計量するのか。

A4

燃やすごみの持ち込みは少量であるケースがほとんどです。台ばかりを活用してその場で計量する方法など、持ち込む人の手間を省く工夫を考えています。

ごみの持ち込みは予約がいるよ。必ず予約してね!
(TEL06-6997-7766)



問クリーンセンター業務課 TEL06-6991-3840